弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて (労働検討会における委員の意見)

標記について、労働検討会において、委員から以下のような趣旨の意見が 述べられた。

弁護士報酬の敗訴者負担の制度は、労働関係事件については、以下の理由から、ほとんどの事例で訴えを提起する側となる労働者にとって、訴えの提起を萎縮させ、訴訟へのアクセスを著しく阻害することとなるので、導入すべきではないと考えられる。

労働関係事件では、勝訴するか否かの見通しが立ちにくい事件が多い こと。

労働法の分野では判例法理の果たす役割が大きく、判例法理を前提として新たな法制度が作られていくことも多いが、判例の存在しない事例においては敗訴も覚悟の上で訴えを提起することも多く、こうした法創造機能が損なわれるおそれがあること。

弁護士報酬の敗訴者負担の制度を導入する場合には、合理的で予測可能な額の弁護士費用を敗訴者に負担させる制度とすべきであるが、そのような制度として導入されるのであれば、労働関係事件のみについて例外的に適用を除外する必要はないと考えられる。